認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護「基準チェックシート」

点検した結果を記載して下さい。

※令和３年（2021年）の制度改正に係る部分については下線部を付記し、留意事項を記載しています

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
Ⅰ　人員基準						
1　従業者の員数 2021改正	夜間及び深夜の時間帯以外に介護従業者の員数は標準数（利用者の数が３又はその端数を増すごとに１）を満たしていますか。 (1)　→介護従業者１人あたりの利用者数を記載してください。（複数の介護従業者がいる場合は、一番多数の利用者を担当している介護従業者の担当利用者数を記載） （　　名）	条例111条 条例232条 運営基準第90条 予防基準第70条	□	□	□	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿
	(2)　夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数はユニットごとに１以上配置していますか。		□	□	□	
	(3)　介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤（　　名）非常勤（　　名）		□	□	□	
	(4)　<u>事業所ごとに</u>計画作成担当者を配置できていますか。		□	□	□	
	(5)　計画作成担当者は、必要な研修を修了していますか。		□	□	□	
	(6)　計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。 ※ただし、介護支援専門員は常勤でない者を充てても差し支えない		□	□	□	
2　管理者	(1)　共同生活住居ごとに常勤の管理者を置いていますか。ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事することは差し支えない。 ※訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられる。	条例112条 条例233条 運営基準第91条 予防基準第71条	□	□	□	・職員勤務表 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類
	→下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無　（　有　・　無　） ・当該事業所の他の職種を兼務している場合はその職種 （　　） ・同一敷地内の他事業所と兼務している場合は事業所名・職務名 事業所名：（　　） 職務名　：（　　）					
	(2)　管理者は、必要な研修を修了していますか。		□	□	□	
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(1)　代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか。	条例113条 条例234条 運営基準第92条 予防基準第72条	□	□	□	・資格を確認する書類
	(2)　代表者は、必要な研修を修了していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
Ⅱ　設備基準						
1　消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	(1)　消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできていますか。	条例114条 条例235条 運営基準第93条 予防基準第73条	□	□	□	・平面図 ・設備・備品台帳 ・建築検査済証 ・消防検査済証 ・消防設備点検結果
	(2)　入居定員は適切ですか。		□	□	□	
	(3)　一つの居室の定員及び床面積は適切ですか。		□	□	□	
Ⅲ　運営基準						
1　内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条例129条、238条（第10条準用） 運営基準第108条(第3条の7準用) 予防基準第85条（第11条準用）	□	□	□	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・同意に関する記録
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例129条、238条（第11条準用） 運営基準第108条（第3条の8準用） 予防基準第85条（第12条準用）	□	□	□	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3　受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか。	条例129条、238条（第13条準用） 運営基準第108条（第3条の10準用） 予防基準第85条（第14条準用）	□	□	□	・利用者に関する記録
4　要介護認定の申請に係る援助	要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行なっていますか。	条例129条、238条（第14条準用） 運営基準第108条（第3条の11準用） 予防基準第85条（第15条準用）	□	□	□	・利用者に関する記録
5　入退居	(1)　入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	条例115条 条例238条（115条準用） 運営基準第94条 予防基準第74条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・診断書等
	(2)　主治の医師の診断書等により、認知症であることの確認をしていますか。		□	□	□	
	(3)　サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じていますか。		□	□	□	
	(4)　退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なっていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
6　サービスの提供の記録	(1)　入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載していますか。	条例116条 条例238条（116条準用） 運営基準第95条 予防基準第75条	□	□	□	・被保険者証
	(2)　提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。		□	□	□	・利用者に関する記録
7　利用料等の受領	(1)　法定代理受領サービスを提供した際には、その利用者から利用料の支払を受けていますか。	条例117条 条例238条（117条準用） 運営基準第96条 予防基準第76条	□	□	□	・サービス提供票、別表 ・領収書控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認） ・預り金の出納簿
	(2)　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。		□	□	□	
	(3)　上記(1)及び(2)の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 ①　食材料費 ②　理美容代 ③　おむつ代 ④　上記のほか、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	条例117条 条例238条（117条準用） 運営基準第96条 予防基準第76条	□	□	□	
	(4)　上記の費用の額に係るサービスの提供にあっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(5)　（領収証） ①　サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第42条第9項（41条8項準用） 施行規則第65条の5（65条準用）	□	□	□	
	(5)　②　上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。		□	□	□	
8　保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	条例129条（23条準用） 運営基準第108条（第3条の20準用） 予防基準第85条（第23条準用）	□	□	□	・サービス提供証明書控

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
9　指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 2021改正	(1)	利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれていますか。	条例118条 運営基準97条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(2)	利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれていますか。		□	□	□	
	(3)	認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なわれていますか。		□	□	□	
	(4)	介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっていますか。		□	□	□	
	(5)	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 ※介護保険指定基準上、利用者の身体的拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。	条例118条 運営基準97条	□	□	□	・処遇に関する記録 ・（身体拘束を行った場合）身体拘束に関する記録 ・身体拘束適正化の指針 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会議事録 ・研修記録
	(6)	やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。		□	□	□	
	(7)	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催（※１）するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っていますか（※２）。 ※１　例　１月中に開催した場合、次回は４月中までに開催する必要があります ※２　テレビ電話装置等を活用して行うことができます。		□	□	□	
	(8)	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。		□	□	□	
	(9)	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）実施していますか。		□	□	□	
	(10)	自己評価を少なくとも年１回は行っていますか。		□	□	□	・外部評価及び自己評価の記録 ・((11)の②により評価を受ける場合)運営推進会議議事録、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール
2021改正	(11)	外部評価について少なくとも年１回、次に掲げるいずれかの評価を受けていますか。 ①　外部の者による評価（※１） ②　運営推進会議における評価（※２） ※１　①により評価を受ける場合、免除を受けた年は評価を受けたものとする ※２　②により評価を受ける場合、地域包括支援センター職員及びサービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要。また、毎年、評価を受けることが必要（免除制度はありません）。様式例：自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（厚生労働省HP）		□	□	□	
	(12)	自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか。		□	□	□	
	(13)	自己評価・外部評価の結果について掲示する他、利用者又はその家族に送付等を行っていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
10　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（介護予防のみ）	(1)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例239条 予防基準第86条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(2)	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。		□	□	□	
	(3)	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。		□	□	□	
	(4)	利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。		□	□	□	
11　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針（介護予防のみ）	(1)	介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握をおこなっていますか。	条例240条 予防基準第87条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(2)	計画作成担当者は(1)に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。		□	□	□	
	(3)	計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。		□	□	□	
	(4)	計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(5)	計画作成担当者は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(6)	利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。		□	□	□	
	(7)	介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。		□	□	□	
	(8)	懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。		□	□	□	
	(9)	計画作成担当者は、適切に当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。		□	□	□	・モニタリングの記録
	(10)	計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
12　認知症対応型共同生活介護計画の作成	(1)	認知症対応型生活共同介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	条例119条 運営基準第98条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(2)	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。		□	□	□	
	(3)	認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(4)	認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		□	□	□	
	(5)	認知症対応型生活共同介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。		□	□	□	・モニタリングの記録
13　介護等	(1)	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	条例120条 条例241条 運営基準第99条 予防基準第88条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・認知症対応型共同生活介護計画
	(2)	介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		□	□	□	
	(3)	利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。		□	□	□	
14　社会生活上の便宜の提供等	(1)	利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	条例121条 条例242条 運営基準第100条 予防基準第89条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・介護記録
	(2)	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。		□	□	□	
	(3)	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。		□	□	□	
15　利用者に関する市町村への通知	(1)	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められる時は、その旨を市町村に通知していますか。	条例129条、238条（29条準用） 運営基準第108条（第3条の26準用） 予防基準第85条（第24条準用）	□	□	□	・市町村に送付した通知に係る記録
	(2)	利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を市町村に通知していますか。		□	□	□	
16　管理者による管理		管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていませんか。 ※ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません。	条例122条 条例237条 運営基準第101条 予防基準第78条	□	□	□	・勤務表

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
17　緊急時等の対応	(1)　利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例129条、238条（100条準用） 運営基準第108条（第80条準用） 予防基準第85条（第56条準用）	□	□	□	・運営規程 ・連絡体制に関する書類
	(2)　緊急時において円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。		□	□	□	
18　管理者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 また、介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	条例129条、238条（60条の11準用） 運営基準第108条（第53条準用） 予防基準第85条	□	□	□	・組織図、組織規程等 ・業務日誌等
19　運営規程 2021改正	共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務内容 ③　利用定員 ④　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤　入居に当たっての留意事項 ⑥　非常災害対策 ⑦　<u>虐待の防止のための措置</u> ⑧　その他運営に関する重要事項	条例123条 条例238条（123条準用） 運営基準第102条 予防基準第79条	□	□	□	・運営規程

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
20　勤務体制の確保等 2021改正	(1)	利用者に対し、適切な介護その他のサービスを提供できるよう、共同生活住居ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業者の勤務の体制を定めていますか。	条例124条 条例238条（124条準用） 運営基準第103条 予防基準第80条	□	□	□	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・研修計画 ・研修会資料 ・研修の記録 ・認知症介護基礎研修修了証等 ・ハラスメント防止に関する指針等
	(2)	(1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。		□	□	□	
	(3)	介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		□	□	□	
	(4)	全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり。新入職員については採用後1年間の猶予期間あり。		□	□	□	
2021改正	(5)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じていますか。 ※方針の明確化その他の必要な措置は以下のとおり イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 a　事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発 　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組 　①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」（いずれも厚生労働省HP）等を参考とすること		□	□	□	
21　非常災害対策 関連法改正	(1)	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	条例129条、238条（103条準用） 運営基準第108条（第57条準用） 予防基準第85条（第30条準用）	□	□	□	・消防計画 ・非常災害対策計画 ・避難確保計画（浸水想定区域内又は土砂災害計画区域内に立地している場合） ・避難訓練等の実施記録
	(2)	上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めていますか。		□	□	□	
	(3)	浸水想定区域内又は土砂災害計画区域内に立地している場合、避難確保計画を作成済みですか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
22　衛生管理等 2021改正	(1)　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例129条、238条（60条の16準用） 運営基準第108条（第33条準用） 予防基準第85条（第31条準用）	□	□	□	・衛生管理マニュアル ・受水槽・浴槽の清掃記録 ・感染症対策マニュアル等 ・指導等に関する記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修等参加記録
	(2)　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。 ハ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施している。 ニ　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じている。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、幅広い職種により構成すること、外部の者も含め感染症対策の知識を有する者の参画を得ることが望ましい。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当を決めておくことが必要 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針については平常時及び発生時の対応を規定すること。それぞれの記載項目については「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省HP）を参照すること。 ハ　研修、訓練とも年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。		□	□	□	
23　定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。 ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	条例125条 条例238条（125条準用） 運営基準104条 予防基準81条	□	□	□	・利用者名簿 ・運営規程

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
24　業務継続計画の策定等 2021改正	(1)	感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり 業務継続計画には以下の項目等を記載すること イ　感染症に係る業務継続計画 ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ｂ　初動対応 ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ　災害に係る業務継続計画 ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ　他施設及び地域との連携 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省HP）を参照すること	条例129条、238条（第33条の2準用） 運営基準第108条（基準第3条の30の2準用） 予防基準第85条（基準第28条の2準用）	□	□	□	・業務継続計画（感染症） ・業務継続計画（非常災害） ※それぞれ必要な内容が記載されていれば一体的な計画でも可
	(2)	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（※）に実施していますか。 ※研修、訓練とも年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。		□	□	□	・訓練実施記録
	(3)	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		□	□	□	
25　協力医療機関等	(1)	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	条例126条 条例238条（126条準用） 運営基準第105条 予防基準82条	□	□	□	・協力医療機関との契約書 ・協力歯科機関との契約書 ・緊急時対応に係る特養等との契約書等
	(2)	あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		□	□	□	
	(3)	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		□	□	□	
26　掲示 2021改正		事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによって、掲示に代えることができます。	条例129条、238条（35条準用） 運営基準第108条(第3条の32準用) 予防基準第85条（第32条準用）	□	□	□	
27　秘密保持等	(1)	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	条例129条、238条（36条準用） 運営基準第108条（第3条の33準用） 予防基準第85条（第33条準用）	□	□	□	・就業時の取り決め等の記録 ・誓約書等 ・利用者及び家族の同意書
	(2)	当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
	(3)	外部との会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
28　広告		広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例129条、238条（37条準用） 運営基準第108条（第3条の34準用） 予防基準第85条（第34条準用）	□	□	□	・パンフレット ・ポスター等
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1)	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例127条 条例238条（127条準用） 運営基準第106条 予防基準83条	□	□	□	
	(2)	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		□	□	□	
30　苦情処理	(1)	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 苦情件数：　　月　　件程度 苦情相談窓口の設置　：　有　・　無 相談窓口担当者：	条例129条、238条（39条準用） 運営基準第108条（第3条の36準用） 予防基準第85条（第36条準用）	□	□	□	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2)	(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		□	□	□	
	(3)	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行っていますか。		□	□	□	
	(4)	提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等の求めに応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に添って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	
	(5)	市町村からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。		□	□	□	
	(6)	提供したサービス係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	
	(7)	事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
31　事故発生時の対応	(1)	利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護支援予防事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例の有無　（　有　・　無　）	条例129条、238条（41条準用） 運営基準第108条（第3条の38準用） 予防基準第85条（第37条準用）	□	□	□	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	(2)	(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。		□	□	□	
	(3)	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。		□	□	□	
	(4)	事故が生じた際には原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		□	□	□	
32　調査への協力等		提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例129条、238条（105条準用） 運営基準第108条（第84条準用） 予防基準第85条（第60条準用）	□	□	□	
33　地域との連携等	(1)	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	条例129条、238条（60条の17準用） 運営基準第108条（第85条準用） 予防基準第85条（第39条準用）	□	□	□	・運営推進会議の記録 ・外部評価の結果
2021改正	(2)	テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を開催するにあたり、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ていますか。		□	□	□	
	(3)	また、運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。		□	□	□	
	(4)	運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		□	□	□	
	(5)	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		□	□	□	
	(5)	事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか。		□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果 適	点検結果 不適	点検結果 非該当	確認書類等
34　虐待の防止 2021改正	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 イ　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。 ロ　虐待の防止のための指針を整備している。 ハ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。 ニ　上記３つの措置を適切に実施するための担当者を置いている。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり イ　管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。ただし、虐待等の事案については、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないことから、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要 イ、ロ　虐待の防止のための対策を検討する委員会での検討内容及び虐待の防止のための指針の検討内容は、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（厚生労働省HP）を参照すること ハ　研修は年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること	条例129条、238条（第41条の2準用） 運営基準第108条（基準第3条の38の2準用） 予防基準第85条（基準第37条の2準用）	□	□	□	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修等参加記録
35　記録の整備	(1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例128条 条例238条（128条準用） 運営基準第107条 予防基準84条	□	□	□	
	(2)　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録 ⑧勤務の体制及び実績に関する記録		□	□	□	
	(3)　(2)の①～⑧の書類について、以下の期間保存していますか。 ア　(2)の①～③及び⑧については、当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 イ　(2)の④～⑦については、その完結の日から２年を経過した日まで		□	□	□	
36　会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	条例129条、238条（42条準用） 運営基準第61条（第3条の39準用） 予防基準第85条（第38条準用）	□	□	□	・会計関係書類

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
			適	不適	非該当	
Ⅳ　変更の届出等						
1　変更の届出	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称 ②事業所の所在地 ③法人(申請者・開設者)の名称 ④法人(開設者)の主たる事務所の所在地 ⑤代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ⑥定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る) ⑦事業所の建物の構造、平面図、設備の概要及び専用区画等 ⑧事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑨運営規程 ⑩協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関の名称及び診療科目並びに契約内容 ⑪介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制 ⑫地域密着型介護（予防）サービス（計画）費の請求に関する事項 ⑬役員の氏名、生年月日及び住所 ⑭介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ⑮計画作成担当者の氏名及び経歴等 ⑯法人・事業所の電話番号及びFax番号	法第78条の5 則第131条の13	□	□	□	・届出書類の控